

株 主 各 位

兵庫県神戸市中央区京町72番地
株式会社 キムラタン
取締役社長 浅川 岳彦

第53回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第53回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年6月23日(木曜日)午後6時までに到着するようご送付いただきたくお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年6月24日(金曜日)午前10時
2. 場 所 神戸市中央区港島中町6丁目9番地の1号
神戸国際会議場3階国際会議室301
(末尾の会場案内図をご参照ください。)

3. 株主総会の目的事項

- 報 告 事 項
1. 第53期(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)事業報告、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第53期(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

- 議 案 監査役2名選任の件

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の「議決権行使書用紙」を会場受付にご提出ください。また、議事資料として本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申しあげます。
- ◎次の事項につきましては、法令並びに当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.kimuratan.co.jp/>)に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載していません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。
- ① 連結計算書類の連結注記表
 - ② 計算書類の個別注記表
- ◎議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。委任状を議決権行使書用紙とともにご提出ください。
- ◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.kimuratan.co.jp/>)にて、修正後の事項を掲載させていただきます。
- ◎当日、当社役員は、クールビズにて対応させていただきます。株主の皆様におかれましても軽装にてご出席くださいますようお願い申しあげます。

第53回定時株主総会の決議の結果につきましては、書面による決議通知はお送りいたしませんのでご了承ください。決議の結果につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.kimuratan.co.jp/>)に掲載させていただきます。

I 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

当連結会計年度(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)におけるわが国経済は、経済政策や金融緩和の効果を背景として企業業績には堅調に推移、設備投資の増加基調や雇用環境の改善など、国内景気には緩やかな回復傾向が見られました。一方で、中国経済の急激な減速をはじめとした世界経済の下振れ懸念から、先行きに対する不透明感は一層高まっております。

個人消費につきましては、訪日外国人客のインバウンド需要にも一服感が見られ、実質賃金の減少から消費者の節約志向は依然として根強く、消費マインドの持ち直しは足踏み状態となりました。

このような状況にあります。当社は円安を背景とした大きな環境変化に対応し、収益性を見込めるリテール事業に一層集中する構造転換を図ってまいりました。すなわち、Baby Plaza、BOBSONショップ、ネット通販の各業態に変化を加えながら、その事業拡大に取組むとともに、ホールセール事業については、固定費を抑制、徹底したローコストオペレーションにより、収益性の維持を目指してまいりました。前期に立ち上げたBOBSONショップにつきましては、新規出店は一時見合わせることとし、商品の品揃え、価格政策の見直しやオペレーションの強化に取り組み、既設店舗の売上の引き上げと商品消化率の向上に注力いたしました。

また、円安進行によるコスト上昇を抑制するため、中国におけるよりローコストな生産背景の開拓とともに、2015年秋物より海外メーカーとの直接取引の拡大に取り組んでまいりました。

さらに、平成27年10月23日に公表いたしましたとおり、中国においてベビー用品の販売拠点をもつ大都グループとの業務提携を決定し、当社日本製新生児向けブランド「愛情設計」の中国展開を開始させ、将来成長に向けた足がかりの構築に取り組んでまいりました。

以上のとおり、当期においては構造転換を図るべくリテール事業に大きくシフトする計画といたしましたが、対応策の不足と遅れに市場環境の厳しさも重なり、売上高は前年実績を割り込み、結果、平成22年3月期以来の赤字計上のやむなきに至りました。

売上高は、前年同期比9.0%減の42億37百万円となりました。前掲の構造転換による専門量販店との取引縮小に加え、一般専門店の受注減によりホールセール事業は大幅減収となりました。一方で、Baby Plaza、BOBSONの各ショップは前期における積極的な出店政策により店舗数が増加、ネット通販においては、新規サイトの開設やネット限定商品の投入などが奏功した結果、リテール事業の売上高は前期に対して伸長いたしました。が、ホールセール事業の減収をカバーするには至らず、全社売上高は減収となりました。

売上総利益率は、円安による押下げ要因があるものの、リテール事業の売上構成比が高まった結果、前年同期から2.1ポイント増の51.4%となりました。しかしながら、減収により売上総利益額は前年同期比5.2%減の21億77百万円となりました。

販売費及び一般管理費につきましては、新規出店に伴う人件費、家賃等の店舗経費

の増加等により、前年同期比5.9%増の24億2百万円となりました。

以上の結果、営業損失は2億25百万円(前年同期は営業利益27百万円)となりました。経常損益は新株式発行に伴う諸費用を株式交付費に計上したことから2億67百万円の損失(前年同期は経常利益16百万円)となりました。また、第2四半期において繰延税金資産の全額を取り崩し、法人税等調整額16百万円を計上した結果、親会社株主に帰属する当期純損失は2億89百万円(前年同期は当期純利益4百万円)となりました。

〈リテール事業〉

Baby Plazaの既存店ベースの売上高は、前年同期比6.5%減と厳しい推移となりました。また、前期に立ち上げたBOBSONショップにつきましては、既存店ベースの売上高は前年同期比21.0%増と伸長したものの、計画値は大きく下回る推移となり、採算点到達には至りませんでした。

出退店につきましては、当期においてBaby Plaza10店舗及びBOBSONショップ12店舗の新規出店と、10店舗の閉鎖を実施し、当期末の店舗数は247店舗となりました。

以上の結果、ショップ業態の全店ベースの売上高は、前年同期比6.9%増の31億73百万円となりました。

ネット通販では、春先よりアマゾンに出店した他、ネット限定商品の開発にも取り組み、新規需要の取り込み強化に努めてまいりました。その結果、売上高は前年同期比21.5%増の6億76百万円となりました。

以上の結果、リテール事業全体の売上高は前年同期比9.2%増の38億50百万円となりました。セグメント利益は、既存店の販売不振による粗利の減少にBOBSONショップの不採算が加わり、前年同期比65.0%減の1億4百万円となりました。

〈ホールセール事業〉

ホールセール事業では、円安進行に伴うコスト上昇を踏まえ、収益性をより重視し、販路政策の見直しを実施するとともに、よりローコストな運営に努めてまいりました。

専門量販店向け卸につきましては、採算性を考慮した結果、2015年初夏物をもって取引休止となりました。一般専門店向け卸につきましては、2015年秋物以降の受注低迷により、売上高は前年を下回る結果となりました。

以上により、当期の売上高は前年同期比67.8%減の3億50百万円となり、セグメント利益は固定費抑制に努めたものの、減収による粗利減の影響により、前年同期比66.0%減の25百万円となりました。

〈海外事業〉

海外事業では、中国子会社において、前年度に相手先の販売不振に起因して主力得意先との取引を中断するに至っておりますが、日本からの輸出取引については、得意先の開拓が進み売上増となりました。

一方、大都グループとの業務提携による「愛情設計」中国事業につきましては、中国一級都市の百貨店等へのアンテナショップ出店によるブランドイメージの訴求と、大都グループがもつ日本製の紙オムツの販路を活用した拡販体制の構築を基本戦略とし、出店交渉や卸先との商談を進めてまいりました。当期においては、平成28年3月29日に北京に「愛情設計」のアンテナショップ1号店を開設いたしました。

以上の結果、当期の売上高は前年同期比19.7%減の36百万円、セグメント損益は12百万円の損失となりました。

2. 設備投資の状況

当期において実施いたしました設備投資の総額は、有形固定資産23百万円、無形固定資産1百万円となり、その主なものは、BOBSONショップの店舗設備及びネット通販のソフトウェアの購入であります。

3. 資金調達状況

平成27年11月9日を払込期日として、第三者割当により新株式を発行し、総額8億円を調達いたしました。

- (1) 発行株式数 普通株式 100,000,000株
- (2) 発行価格 1株につき金8円
- (3) 発行価額の総額 800,000,000円
- (4) 資本組入額 1株につき金4円
- (5) 割当先 大都長江投資事業有限責任組合

4. 財産及び損益の状況の推移

(1) 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第50期 (平成25年3月期)	第51期 (平成26年3月期)	第52期 (平成27年3月期)	第53期 (当連結会計年度 (平成28年3月期))
売 上 高(百万円)	4,878	4,774	4,659	4,237
経 常 利 益(百万円)	61	15	16	△267
当期純利益(百万円)	36	5	4	△289
1株当たり当期純利益(円)	0.05	0.01	0.01	△0.35
総 資 産(百万円)	2,466	2,250	2,565	2,814
純 資 産(百万円)	1,108	1,124	1,142	1,604

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数(期中平均自己株式数を除く)により算出しております。

(2) 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第50期 (平成25年3月期)	第51期 (平成26年3月期)	第52期 (平成27年3月期)	第53期 (当事業年度 (平成28年3月期))
売 上 高(百万円)	4,854	4,661	4,639	4,235
経 常 利 益(百万円)	59	14	29	△248
当期純利益(百万円)	35	6	18	△291
1株当たり当期純利益(円)	0.05	0.01	0.02	△0.35
総 資 産(百万円)	2,461	2,236	2,554	2,809
純 資 産(百万円)	1,103	1,112	1,138	1,600

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数(期中平均自己株式数を除く)により算出しております。

5. 対処すべき課題

当社は、当期において2億25百万円の営業損失及び2億89百万円の親会社株主に帰属する当期純損失を計上するに至り、また、営業キャッシュ・フローは△2億2百万円と、3期連続してマイナスを計上しております。

当社は、このような状況を早期に解消し、業績の改善を図ることが最大の課題であると認識しており、以下のとおりの諸策に取り組んでまいります。

(1) 商品力の回復

これまで、急激な円安進行に対処すべくコスト対応努力を重ねる中で、商品の価格と価値にアンバランスを生み出し、競争力を失いかけてしまったことが、当期における計画未達の大きな要因であったと認識しております。

次期以降におきましては、「商品力の回復」を最重要課題と認識し、全ブランドについて商品企画プロセスの見直しを行い、変化する消費者動向や競合動向などの環境変化への対応力に磨きをかけるとともに、こだわりを持ったモノづくりメーカーへと立ちかえり、お客様に満足いただける商品の提供を通じて業績の回復を目指してまいります。

(2) 国内事業

(Baby Plaza)

店舗数増より単店年商の引き上げによる収益増を課題とし、当社の強みである新生児・ベビーの一層の強化を図るべく、ギフト需要の取り込み強化、アイテム増強・新テスト導入、「愛情設計」の価値訴求と宣伝広告、接客力の強化等に取り組んでまいります。

(BOBSONショップ)

当期は、BOBSONショップ業態の正味の初年度でありましたが、事業として利益を生み出せる状況には至っておりません。採算点への早期到達を課題として認識し、ドラッグブランドとしてのマーチャンダイジングの最適化により、顧客ニーズとのアンマッチを解消し、早期の改善を目指してまいります。

(ネット通販)

当期では計画達成に至らなかったものの、年度後半には諸策の成果が現れております。次期以降は、ネット限定商品の 카테고리・アイテムの拡大と新規サイトへの出店により販売機会をさらに増加させ、売上伸長を図ってまいります。

(ホールセール)

当期においては固定費抑制に努めた結果、利益率の改善には成果がありましたが、大幅減収により利益額は減少となりました。次期以降は、商品力向上と適正な価格設定により競争力を高め、得意先の「お役に立てる」商品供給を通じて、既存得意先におけるシェア拡大を図るとともに、得意先数の大幅増加を目指して、B to Bシステムの開発にも取り組んでまいります。

(3) 海外事業

新たな成長の柱として事業を確立すべく積極的に取り組んでまいります。次期においては、日本製「愛情設計」の価値訴求・プロモーションと中国パートナー企業との提携による販売体制の構築を方針として、中国一級都市における「愛情設計」のアンテナショップの開設と、パートナー企業がもつ、日本製の紙オムツ販路を活用した拡販に取り組んでまいります。

(4) キャッシュ・フローの創出

上記の諸策を着実に実行し、収益の回復を図るとともに、持ち越し在庫の販売強化等により在庫の削減に努め、キャッシュ・フローの創出を実現してまいります。

6. 重要な親会社及び子会社の状況

- (1) 親会社との関係
該当事項はありません。
- (2) 重要な子会社の状況

名 称	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社キムラタニリテール	1百万円	100.0%	当社店舗における販売業務の受託
上海可夢樂旦商貿有限公司	44百万円	100.0%	中国国内における卸販売及び輸出入

7. 主要な事業内容(平成28年3月31日現在)

当社グループは、ベビー・子供の衣料、服飾関連雑貨製品等の企画、製造及び販売を事業内容としており、主要品目は、ベビー・子供衣料、服飾雑貨全般、ベビー用寝具、浴用品であります。

8. 主要な営業所及び工場(平成28年3月31日現在)

当社本店 兵庫県神戸市中央区京町72番地

9. 従業員の状況

- (1) 企業集団の従業員の状況(平成28年3月31日現在)

従業員数	前年度末比増減
343名	11名減

- (2) 当社の従業員の状況(平成28年3月31日現在)

従業員数	前年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
63名	9名減	42歳2ヵ月	11年9ヵ月

(注) 従業員数は就業人員を記載しており、子会社等への出向者11名は含まれておりません。

10. 主要な借入先及び借入額(平成28年3月31日現在)

借 入 先	借入金残額
株式会社 日本政策金融公庫	298百万円
株式会社 山陰合同銀行	191百万円
株式会社 みずほ銀行	132百万円

11. その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

II 株式に関する事項(平成28年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 1,000,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 890,009,389株(自己株式83,712株を除く)
- (3) 株主数 32,947名
- (4) 上位10名の大株主

株 主 名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
大都長江投資事業有限責任組合	100,000	11.23
日本マスタートラスト信託銀行(信託口)	11,726	1.31
日本トラスティ・サービス信託銀行(信託口6)	9,572	1.07
日本トラスティ・サービス信託銀行(信託口5)	9,019	1.01
日本トラスティ・サービス信託銀行(信託口3)	8,898	0.99
日本トラスティ・サービス信託銀行(信託口1)	7,641	0.85
株式会社 ウィンフィールド	7,500	0.84
御 所 野 侃	7,301	0.82
有 限 会 社 協 和 商 事	7,243	0.81
日本トラスティ・サービス信託銀行(信託口2)	7,111	0.79

(注) 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式(83,712株)を控除して計算しております。

III 会社の新株予約権等に関する事項

1.会社役員が有する新株予約権等のうち、職務執行の対価として交付されたものに関する事項

該当事項はありません。

2.事業年度中に使用人等に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

3.その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

IV 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の氏名等(平成28年3月31日現在)

地位及び担当	氏名	重要な兼職の状況
代表取締役社長	浅川 岳彦	
常務取締役(財務担当)	木村 裕輔	上海可夢樂旦商貿有限公司 董事長
取締役(営業担当)	岩間 俊之	株式会社キムラタンリテール 取締役社長
取締役	鈴木 鉄男	
常勤監査役	岡村 秀信	
監査役	林 邦雄	
監査役	軸丸 欣哉	株式会社平和堂 社外監査役

(注) 1. 取締役鈴木鉄男氏は、社外取締役であり、株式会社東京証券取引所に独立役員として届けております。

2. 監査役林邦雄氏及び軸丸欣哉氏は、社外監査役であり、林邦雄氏は、株式会社東京証券取引所に独立役員として届けております。

2. 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	人 数	報酬等の総額
取締役(うち社外取締役)	5名(1名)	25百万円(2百万円)
監査役(うち社外監査役)	3名(2名)	12百万円(7百万円)
合 計	8名(3名)	38百万円(9百万円)

(注) 1. 取締役の報酬限度額は、昭和61年4月28日開催第22回定時株主総会において、月額15百万円とすることで決議いただいております。

2. 監査役の報酬限度額は、平成6年6月29日開催第31回定時株主総会において、月額5百万円とすることで決議いただいております。

3.社外役員に関する事項

- (1) 他の法人等の重要な兼職及び当社と当該他の法人等との関係

社外監査役軸丸欣哉氏は、株式会社平和堂の社外監査役であります。株式会社平和堂は、当社の主要な得意先であり、当社製品を販売しております。

- (2) 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席状況及び発言状況
社外取締役	鈴木鉄男	当事業年度に開催された取締役会10回(うち定例取締役会は10回)中10回に出席し、必要に応じ、金融機関での経験や識見を活かした専門の見地から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
社外監査役	林 邦雄	当事業年度に開催された取締役会13回(うち定例取締役会は13回)中13回に出席し、主として経営管理的な見地から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また当事業年度に開催の監査役会13回中13回に出席し、監査結果について意見交換、監査に関する重要事項の協議などを行っております。
	軸丸欣哉	当事業年度に開催された取締役会13回(うち定例取締役会は13回)中12回に出席し、主として弁護士としての専門的見地から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また当事業年度に開催の監査役会13回中11回に出席し、監査結果について意見交換、監査に関する重要事項の協議などを行っております。

- (3) 責任限定契約の内容の概要

会社法第427条第1項及び当社定款第30条及び第40条の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、金300万円または法令で規定する額のいずれか高い額としております。

V 会計監査人に関する事項

1. 会計監査人の名称

神明監査法人

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
① 当事業年度に係る報酬等の額 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	16百万円
② 当社及び当社の連結子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	16百万円

(注) 当社と会計監査人との監査契約においては、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、かつ実質的にも区分できませんので、上記①の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

3. 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

当社監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料の入手、報告を受けた上で、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況、報酬見積の算定根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

4. 会計監査人の解任または不再任の決定方針

当社では、会社法第340条1項に該当すると判断したときは、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。また、監査役会が定める会計監査人の選定基準に則り、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合、または監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、監査役会は、会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する株主総会の議案の内容を会社法第344条に則り決定します。

5. 責任限定契約に関する事項

当社と会社法第427条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令の定める最低限度額となっております。

VI 会社の体制及び方針

1. 業務の適正を確保するための体制

(取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制)

- (1)取締役は就任に当たり、宣誓書を兼ねた就任承諾書を会社に提出し、忠実にその職務を行わなければならない。
- (2)取締役は、自らのなす重要な非通例の取引、当社との取引等については、取締役会の決議を経なければならない。
- (3)監査役は業務監査権限を持ち、各取締役の担当業務の執行状況を確認するとともに、監査計画に基づき業務監査を実施し、必要な改善措置を取締役に勧告しなければならない。
- (4)監査役は取締役会に出席し、取締役の出席及び審議の状況を確認しなければならない。
- (5)取締役は、コンプライアンスおよびリスク管理に必要な体制・規則を整備し、その遵守と徹底に努めなければならない。
- (6)前項の目的のために、当社は内部監査室を置く。
- (7)内部監査室は、コンプライアンスおよびリスク管理に関する基本事項を整備するとともに、内部監査を実施し、改善・向上を推進しなければならない。
- (8)取締役は、法令違反行為の予防のために、「コンプライアンスに関する規則」に基づき、内部監査室を事務局とする内部通報制度を設置、活用する。

(取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制)

- (1)取締役は、取締役会規則及び文書保存規則に基づき、取締役会の決定に関する記録を作成保存し、決裁文書については永年保存しなければならない。
- (2)前項の記録及び文書については、監査役の要求があった場合、取締役は速やかに提出しなければならない。

(損失の危機の管理に関する規定その他の体制)

- (1)コンプライアンス、環境、災害、品質、輸出管理等にかかるリスクについては、それぞれの対応部署にて、必要に応じ、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行わなければならない。
- (2)新たに生じたリスクへの対応のために、必要な場合は取締役社長から全社に示達するとともに、速やかに対応責任者となる取締役を定めるものとする。
- (3)リスクが現実化し、重大な損害の発生が予測される場合には、取締役は速やかに監査役に報告しなければならない。

(取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制)

- (1)当社あるいはグループ全体に影響を及ぼす重要事項について、会議の開催による多面的な検討を経て慎重に決定するための仕組みとして、取締役会規則を定める。
- (2)採算管理の単位である事業部においても、重要事項は会議で検討を行うこととする。
- (3)目標の明確な付与、採算の徹底を通じて市場競争力の強化を図るために、全社及び各事業部門の目標値を年度予算として策定し、予算に基づく業績管理を行うこととする。

(使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制)

- (1)就業規則他の周知を図るため、担当取締役はこれを使用人等に掲示しなければならない。
- (2)取締役社長は、毎年度策定している社長方針において、法令順守を強調し、必要に応じて、全ての使用人等に書面で配布・徹底を図ることとする。

(当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制)

- (1)当社グループは、キムラタグループが目指すべき共通の価値観、行動基準、コンプライアンス方針をグループ全体で共有する。
- (2)グループ会社は第4条に定める内容に準じた規則・体制の整備を図るものとする。

- (3)子会社において、経営上重要な決定をする場合は、当社の権限規定に準じた承認手続きを要するものとする。
- (4)子会社の取締役は、当社の定例取締役会において、自社の経営計画の進捗状況、その他重要事項を報告するものとする。
- (5)グループ会社は、当社の監査役及び内部監査室による監査に誠実に対応しなければならない。
- (6)当社及びグループ会社では、グループ内の取引を公正な市価にて行うこととする。

(監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項)

当社の規模及び業態に鑑み、監査役の職務を補助する使用人は設置しない。但し、監査役が補助者を必要とするときは、担当取締役にその旨を連絡し、担当取締役は必要な措置を講ずるものとする。

(前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項)

監査役の要請によって、その職務を補助することとなった使用人については、担当取締役から上長に対して業務上の配慮を要請するものとする。

(監査役その職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項)

- (1)監査役の職務を補助することとなった使用人は、監査役の指揮命令に従わなければならない。
- (2)取締役及び使用人は、補助使用人が業務を円滑に行うことができるよう、環境整備に努めることとする。

(取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制)

- (1)取締役は、取締役会に附議、報告された案件について遅滞なく監査役に報告することとする。
- (2)内部監査室は、内部監査の方針・計画を事前に監査役に説明し、実施結果については、遅滞なく監査役に報告しなければならない。
- (3)内部監査室は、内部通報制度による通報の状況について適宜、監査役に報告することとする。
- (4)当社及び子会社の取締役及び使用人は、当社又はグループ会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに監査役に当該事実を報告しなければならない。
- (5)当社及び子会社の取締役及び使用人は、当社監査役から職務執行に関する事項の報告を求められた場合、速やかに監査役に報告を行う。
- (6)当社及び子会社の取締役及び使用人から監査役への報告は、常勤監査役への報告をもって行うこととする。

(監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制)

当社及び子会社は、監査役への報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを一切行わない。また、その旨を当社及び子会社の取締役及び使用人に周知徹底する。

(監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該業務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項)

- (1)監査役は、職務の執行上必要と認める費用についてあらかじめ予算を確保することができる。

- (2)監査役が、その職務の執行について生ずる費用の負担を求めた場合には、特段の理由がない限り、これを会社が負担するものとする。

(その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制)

- (1)監査役は、取締役会、運営会議ほか重要会議に出席し、必要なときは意見を述べなければならない。
- (2)監査役は、監査役監査の計画と結果を取締役社長に適宜、報告することとする。
- (3)監査役は、取締役社長と必要に応じて意見交換を実施するものとする。
- (4)監査役は、会計監査人の独立性を確保するために、会計監査人の監査計画について事前に報告を受け、また、監査結果についても、適宜報告を受けることとする。
- (5)監査役は、監査及び会計に関する知識の習得に努めなければならない。

(反社会的勢力排除に向けた体制)

- (1)コンプライアンス方針に反社会的勢力との関係排除について明記し、当社グループ全体に徹底する。
- (2)総務人事課を対応部署とし、情報収集や他企業との情報交換に努める。また、必要に応じて顧問弁護士に指導を仰ぐとともに、管轄警察署、関係機関との連携強化を図ることとする。

2.業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、前記の業務の適正を確保するための体制に関する基本方針に基づいて、体制の整備とその適切な運用に努めております。当事業年度における当該体制の運用状況の概要は次のとおりです。

取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制について

当社では、「コンプライアンスに関する規則」及び「コンプライアンス方針」を整備したうえで、社内でのイントラネットに掲示している他、従業員に対し小冊子を配布し徹底を図っております。

内部監査につきましては、内部監査計画に基づいて監査を実施しております。

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制について

当社は、社内規程により取締役会の決議事項等の意思決定の基準を明確に定め運用しております。当事業年度においては取締役会を13回開催し、各議案について活発な意見交換と審議・意思決定を行いました。

また、当事業年度において、長らく策定を凍結しておりました中期経営計画(2016年度から2018年度まで)の策定に着手し、より戦略的で効率的な業務執行の実現に向けた取組みを実施いたしました。

監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制について

当社の監査役は、取締役会の他重要な会議に出席し、業務の執行状況につき確認を行っております。また、当事業年度において監査役会を13回開催し、監査計画や監査結果等に関する検討を行いました。

さらに、当事業年度より社外取締役との定例会を定期的実施し情報収集の強化に取り組んでおります。

内部監査部門は、内部監査の方針・計画を事前に監査役に説明し、実施結果を報告しており、監査役の監査の実効性の向上を図っております。

反社会的勢力排除に向けた取組みについて

関連団体との情報交換を継続的に実施しました。

連結貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	2,627	流動負債	851
現金及び預金	901	支払手形及び買掛金	79
受取手形及び売掛金	520	短期借入金	250
電子記録債権	6	1年内返済予定の 長期借入金	267
商品及び製品	1,112	リース債務	1
仕掛品	6	未払金	116
原材料及び貯蔵品	40	未払法人税等	4
繰延税金資産	0	ポイント引当金	6
その他	42	その他	124
貸倒引当金	△ 2	固定負債	358
固定資産	186	長期借入金	357
有形固定資産	96	リース債務	0
建物及び構築物	9	資産除去債務	1
機械装置及び運搬具	0	負債合計	1,209
工具、器具及び備品	86	純 資 産 の 部	
リース資産	1	株主資本	1,627
無形固定資産	33	資本金	1,303
投資その他の資産	56	資本剰余金	621
投資有価証券	7	利益剰余金	△ 292
破産更生債権等	210	自己株式	△ 4
その他	42	その他の包括利益累計額	△ 23
貸倒引当金	△ 202	繰延ヘッジ損益	△ 36
		為替換算調整勘定	12
		純資産合計	1,604
資産合計	2,814	負債及び純資産合計	2,814

連結損益計算書

(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		4,237
売 上 原 価		2,060
売 上 総 利 益		2,177
販売費及び一般管理費		2,402
営 業 損 失		225
営 業 外 収 益		
受取利息及び配当金	0	
そ の 他	4	5
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	12	
株 式 交 付 費	30	
支 払 保 守 料	1	
そ の 他	2	46
経 常 損 失		267
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	2	2
税金等調整前当期純損失		269
法人税、住民税及び事業税	2	
法 人 税 等 調 整 額	16	19
当 期 純 損 失		289
非支配株主に帰属する当期純損失		-
親会社株主に帰属する当期純損失		289

連結株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

項 目	株 主 資 本				
	資本金	資 本 剰余金	利 益 剰余金	自己 株式	株主 資本 合計
当期首残高	903	221	△ 3	△ 4	1,117
当期変動額					
新株の発行	400	400			800
親会社株主に帰属する 当期純損失			△ 289		△ 289
自己株式の取得				△ 0	△ 0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	400	400	△ 289	△ 0	510
当期末残高	1,303	621	△ 292	△ 4	1,627

項 目	その他の包括利益累計額			純資産合計
	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	その他の 包括利益 累計額合計	
当期首残高	10	14	25	1,142
当期変動額				
新株の発行				800
親会社株主に帰属する 当期純損失				△ 289
自己株式の取得				△ 0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△ 46	△ 2	△ 48	△ 48
当期変動額合計	△ 46	△ 2	△ 48	461
当期末残高	△ 36	12	△ 23	1,604

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び連結子会社の名称

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数 2社

連結子会社の名称 株式会社キムラタンリテール
上海可夢樂旦商貿有限公司

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のないもの…………… 移動平均法による原価法

② デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ…………… 時価法

③ たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

商品及び製品・仕掛品 …… 個別法

原材料 ……………… 最終仕入原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産 …… 定率法

無形固定資産 …… 定額法

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能な期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

リース資産…………… 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金…………… 売掛金等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② ポイント引当金…………… 当社インターネット販売サイトの顧客に付与されたポイントの使用による費用発生に備えるため、将来使用されると見込まれる額を計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

① ヘッジ会計の方法

a ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理を、特定処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理を採用しております。

b ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…………… 為替予約

金利スワップ

ヘッジ対象…………… 外貨建買入債務及び外貨建予定取引

長期借入金

c ヘッジ方針

デリバティブ取引に関する内部規則に基づき、ヘッジ対象に係る為替相場変動リスク及び金利変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。

d ヘッジ有効性評価の方法

外貨建予定取引については、過去の取引実績等を総合的に勘案し取引の実行可能性が極めて高いことを事前に確認し、事後に検証しております。なお、振当処理によっている為替予約については、有効性の評価を省略しております。

また、金利スワップについては、特例処理を採用しているため、有効性の評価を省略しております。

②重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社等の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

さらに、為替予約の振当処理の対象となっている外貨建買入債務については、当該為替予約の円貨額に換算しております。

③消費税等の会計処理方法

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更に関する注記)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日)等を、当連結会計年度から適用し、当期純損失等の表示の変更を行っております。

(表示方法の変更に関する注記)

該当事項はありません。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

譲渡担保資産

受取手形及び売掛金 76百万円

担保に係る債務

短期借入金 100百万円

1年内返済予定の長期借入金 58百万円

長期借入金 33百万円

合計 191百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 202百万円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	790,093,101	100,000,000	-	890,093,101

2. 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

3. 当連結会計年度末における新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、必要な資金については、銀行等金融機関からの借入により調達しております。デリバティブ取引は、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

②金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、与信管理ルールに従い、取引先ごとの回収及び残高管理を行い、リスクの低減を図っております。

営業債務である買掛金は、全て1年以内の支払期日です。借入金は、主に営業取引に係る資金調達であります。

営業債務及び借入金は、流動性リスクに晒されていますが、適時に資金繰計画を作成・更新するなどの方法により管理しております。

また、外貨建の営業債務については、為替変動リスクに晒されていますが、これをヘッジするために、為替予約取引を行っております。一部の長期借入金の金利変動リスクについては、金利スワップ取引により支払利息の固定化を実施しております。なお、デリバティブ取引については、内部管理規程に従い、リスクヘッジ目的に限定し、実需の範囲で行うこととしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日(当期の連結決算日)における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
(1) 現金及び預金	901	901	-
(2) 受取手形及び売掛金	520	518	△2
(3) 電子記録債権	6	6	-
(4) 破産更生債権等	210	7	△202
資 産 計	1,638	1,433	△205
(5) 支払手形及び買掛金	79	79	-
(6) 短期借入金	250	250	-
(7) 未払金	116	116	-
(8) 長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金含む)	624	627	3
負 債 計	1,070	1,073	3
デリバティブ取引	△36	△36	-

(注) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 受取手形及び売掛金、(3)電子記録債権

これらは短期間で決済されますが、一部の売掛先については、信用リスクや回収期間を総合的に勘案した回収見込み額により算定しております。

(4) 破産更生債権等

これらは信用リスクや回収期間を総合的に勘案した回収見込み額により算定しております。

負 債

(5) 支払手形及び買掛金、(6)短期借入金並びに(7)未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

なお、一部の買掛金は為替予約が振当処理されており、当該買掛金は円貨建買掛金と同様のものと扱っております(下記「デリバティブ取引」参照)。

(8) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。一部の変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており(下記「デリバティブ取引」参照)、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算定する方法によっております。

デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております(上記(8)参照)。

振当処理された為替予約は、ヘッジ対象とされている買掛金と一体として処理されているため、その時価は、当該買掛金の時価に含めて記載しております(上記(5)参照)。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	1.80円
1株当たり当期純損失	0.35円

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成28年5月19日

株式会社キムラタン
取締役会 御中

神明監査法人

代表社員 公認会計士 延崎 弘志 (印)
業務執行社員
代表社員 公認会計士 田村 一美 (印)
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社キムラタンの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社キムラタン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	2,598	流動負債	850
現金及び預金	870	買掛金	79
受取手形	12	短期借入金	250
電子記録債権	6	1年内返済予定の 長期借入金	267
売掛金	507	リース債務	1
商品及び製品	1,107	未払金	179
仕掛品	6	未払費用	12
原材料及び貯蔵品	40	未払法人税等	4
前渡金	18	預り金	7
前払費用	13	ポイント引当金	6
その他	18	その他	40
貸倒引当金	△ 2	固定負債	358
固定資産	210	長期借入金	357
有形固定資産	96	リース債務	0
建物	9	資産除去債務	1
機械及び装置	0		
工具、器具及び備品	86	負債合計	1,208
リース資産	1		
無形固定資産	33	純資産の部	
商標権	0	株主資本	1,636
ソフトウェア	12	資本金	1,303
ソフトウェア仮勘定	9	資本剰余金	621
電話加入権	10	資本準備金	621
投資その他の資産	80	利益剰余金	△ 283
投資有価証券	7	その他利益剰余金	
関係会社株式	24	繰越利益剰余金	△ 283
破産更生債権等	210	自己株式	△ 4
長期前払費用	1	評価・換算差額等合計	△ 36
その他	41	繰延ヘッジ損益	△ 36
貸倒引当金	△ 202	純資産合計	1,600
資産合計	2,809	負債及び純資産合計	2,809

損 益 計 算 書

(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		4,235
売 上 原 価		2,056
売 上 総 利 益		2,179
販売費及び一般管理費		2,389
営 業 損 失		209
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	0	
受 取 配 当 金	0	
受 取 手 数 料	3	
そ の 他	4	7
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	12	
株 式 交 付 費	30	
為 替 差 損	0	
支 払 保 守 料	1	
そ の 他	1	46
経 常 損 失		248
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	2	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	21	24
税 引 前 当 期 純 損 失		272
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	2	
法 人 税 等 調 整 額	16	18
当 期 純 損 失		291

株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

項 目	株 主 資 本							株主 資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計		
当期首残高	903	221	-	221	7	7	△4	1,128
当期変動額								
新株の発行	400	400		400				800
当期純損失					△ 291	△ 291		△ 291
自己株式の取得							△0	△ 0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)								
当期変動額合計	400	400	-	400	△ 291	△ 291	△0	508
当期末残高	1,303	621	-	621	△ 283	△ 283	△4	1,636

項 目	評価・換算差額等		純資産合計
	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額 等合計	
当期首残高	10	10	1,138
当期変動額			
新株の発行			800
当期純損失			△ 291
自己株式の取得			△ 0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△ 46	△ 46	△ 46
当期変動額合計	△ 46	△ 46	461
当期末残高	△ 36	△ 36	1,600

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

総平均法による原価法

その他有価証券

時価のないもの…………… 移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ…………… 時価法

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

商品及び製品・仕掛品 …… 個別法

原材料 ……………… 最終仕入原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 …… 定率法

無形固定資産 …… 定額法

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能な期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

リース資産…………… 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金…………… 売掛金等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) ポイント引当金 …… 当社インターネット販売サイトの顧客に付与されたポイントの使用による費用発生に備えるため、将来使用されると見込まれる額を計上しております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) ヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理しております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理を、特別処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理を採用しております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…………… 為替予約

金利スワップ

ヘッジ対象…………… 外貨建買入債務及び外貨建予定取引

長期借入金

③ヘッジ方針

デリバティブ取引に関する内部規則に基づき、ヘッジ対象に係る為替相場変動リスク及び金利変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。

④ヘッジ有効性評価の方法

外貨建予定取引については、過去の取引実績等を総合的に勘案し取引の実行可能性が極めて高いことを

事前に確認し、事後に検証しております。なお、振当処理によっている為替予約については、有効性の評価を省略しております。また、金利スワップについては、特例処理を採用しているため、有効性の評価を省略しております。

(2) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建買入債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、為替予約の振当処理の対象となっている外貨建買入債務については、当該為替予約の円貨額に換算しております。

(3) 消費税等の会計処理方法

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(表示方法の変更に関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

譲渡担保資産

受取手形 6百万円

売掛金 69百万円

担保に係る債務

短期借入金 100百万円

1年内返済予定の長期借入金 58百万円

長期借入金 33百万円

合計 191百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 201百万円

3. 関係会社に対する金銭債権・債務

短期金銭債権 10百万円

短期金銭債務 76百万円

4. 取締役、監査役及び執行役に対する金銭債権・債務

該当事項はありません。

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

営業取引による取引高

仕入高 31百万円

業務委託料 642百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	83,430	282	-	83,712

(注) 自己株式の株式数の増加282株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(平成28年3月31日)

繰延税金資産

貸倒引当金	62	百万円
ポイント引当金	2	
差入保証金	0	
棚卸資産	3	
関係会社株式評価損	6	
繰越欠損金	523	
その他	3	

繰延税金資産小計 603

評価性引当額 △ 603

繰延税金資産合計 -

繰延税金負債

繰延ヘッジ損益 -

繰延税金負債合計 -

繰延税金資産の純額 -

2. 決算日後の法人税等の税率の変更による影響額

「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する法律」が平成28年3月29日に国会で成立しました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、当業年度の33.0%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成28年4月1日から平成30年3月31日までのものは30.8%、平成30年4月1日以降のものについては30.6%にそれぞれ変更されております。

この税率変更による計算書類への影響はございません。

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	(株)キムラタンリテール	所有 直接 100%	役務の受入 役務の提供	業務委託取引 事務代行取引	642 3	未払金 未収入金	76 -
子会社	上海可夢 樂旦商貿 有限公司	所有 直接 100%	役員の兼任	商品の仕入 経費の立替払い	31 -	買掛金 立替金	- 10

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 価格その他の取引条件は、当社が提示する価格を基礎として、交渉の上で決定しております。

(注2) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

2. 役員及び個人主要株主等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称 または氏名	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員	浅川岳彦	被所有 直接 0.0%	当社代表取締役 債務被保証	当社銀行 借入に対する 債務被保証	41	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 当社は兵庫県信用保証協会保証の金融機関借入残高41百万円に対して、代表取締役より債務保証を受けております。なお保証料の支払は行っておりません。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額 1.80円

1株当たり当期純損失 0.35円

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成28年5月19日

株式会社キムラタン
取締役会 御中

神明監査法人

代表社員 公認会計士 延崎 弘志 ㊟

業務執行社員

代表社員 公認会計士 田村 一美 ㊟

業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社キムラタンの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第53期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第53期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、監査役全員的一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告致します。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号の掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2.監査の結果

① 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

② 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 神明監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

③ 連結計算書類の監査結果

会計監査人 神明監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月23日

株式会社キムラタン 監査役会

常勤監査役 岡村 秀信 (印)

社外監査役 林 邦雄 (印)

社外監査役 軸丸 欣哉 (印)

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

議案 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役林邦雄氏及び軸丸欣哉氏の2名は任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数	当社との特別の利害関係
1	はやし くにお 林 邦雄 (昭和22年2月22日生)	昭和48年4月 (株)日立製作所企画室入社 平成10年12月 同社業務改革本部室長 平成13年6月 ASTI(株)取締役管理本部長 平成15年4月 (株)日立システムアンドサービス 執行役員 平成16年6月 当社監査役就任(現任) 平成17年4月 (株)日立システムアンドサービス 執行役常務社長室長 平成18年4月 同社取締役監査委員長 平成22年3月 同退任	10,000株	なし
2	※ みなみ やすお 南 靖郎 (昭和56年4月27日生)	平成16年3月 関西学院大学法学部卒業 平成19年9月 司法修習終了 弁護士登録 (大阪弁護士会所属) (現) 弁護士法人 淀屋橋・山上合同入所	-株	なし

(注) 1.※は新任の監査役候補者であります。

2.各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

3.林邦雄氏、南靖郎氏は、社外監査役候補者であり、林邦雄氏は株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出ております。

4.林邦雄氏を社外監査役候補者とした理由は、経営者・監査委員長としての豊富な経験と高い見識を当社の監査体制の強化に活かしていただくためであり、引き続き社外監査役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって12年となります。

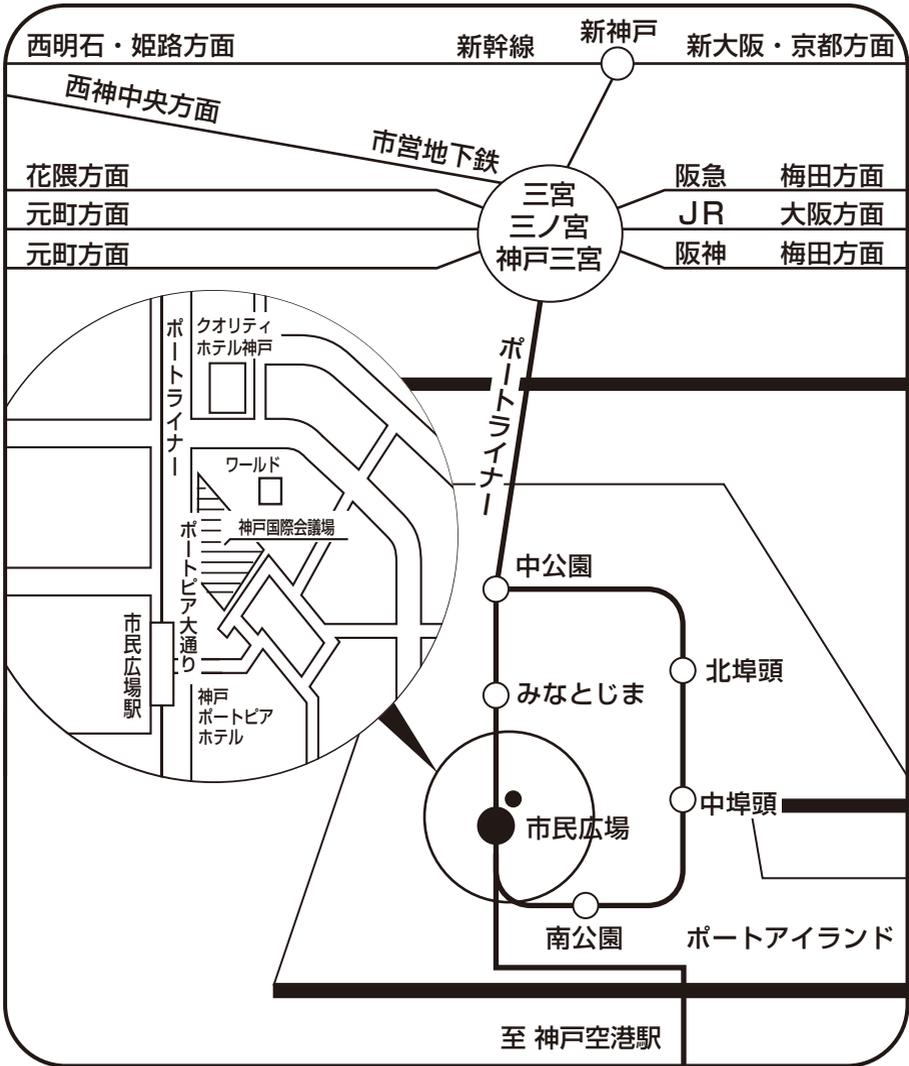
5.南靖郎氏を社外監査役候補者とした理由は、弁護士としての専門知識、経験等を当社の監査体制の強化に活かしていただくためであり、社外監査役として選任をお願いするものであります。同氏は会社の経営に関与したことはありませんが、会社法務に精通しており、弁護士としての経験を活かすことにより、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

6.責任限定契約について

① 当社は、社外監査役が期待される役割を十分発揮できるよう、定款第40条において、社外監査役との間で、損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めております。社外監査役候補者である林邦雄氏及び南靖郎氏が本総会において選任された場合、当社との間で責任限定契約を締結する予定であります。

- ② 責任限定契約の内容の概要については、次のとおりであります。
- ・社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、金300万円又は法令で規定する額のいずれか高い額としております。
 - ・上記の責任限定が認められるのは、社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限定しております。

株主総会会場ご案内図



交通のご案内

ポートライナー 「市民広場駅」 下車徒歩2分

株式会社 キムラタン